

阿賀野市告示第 1 7 1 号

阿賀野市 5 歳以上 1 1 歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4 年 1 0 月 4 日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市 5 歳以上 1 1 歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金支給要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市 5 歳以上 1 1 歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金支給要綱（令和 4 年阿賀野市告示第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「同年 9 月」を「令和 5 年 3 月」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 0 月 4 日から施行し、改正後の阿賀野市 5 歳以上 1 1 歳以下への新型コロナウイルスワクチン接種協力金支給要綱の規定は、令和 4 年 1 0 月 1 日から適用する。